

朗報!!お任せ下さら。

# 国内旅程管理研修 開催のご案内

## 旅程管理研修 とは?

旅程管理研修は、旅行業法第12条の11「旅程管理業務を行う者として旅行者によって選任される者のうち「主任」となる者」に定める、言わば「主任添乗員の資格制度」です。  
募集型か受注型を問わず企画旅行の円滑な実施を確保するため、旅行者に同行して旅程管理を行う主任の者（主任添乗員）が義務付けされています。  
(主任添乗員=2名以上が該当、1人の場合は必ず資格が必要です)



## 受講資格

旅行業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者であって、下記の事項に該当するものとします。

1. 旅行業者の業務に従事する者であって当該旅行業者がその旨を証明した者。(旅行業者代理業者の業務に従事するものにあつては所属旅行業者がその旨を証明した者。)
2. 現に旅行業者によって選任され、旅程管理業務を反復継続して行っている者であつて、旅行業者等がその旨を証明した者。
3. 1または2に掲げる者となることが予定されている者であつて、旅行業者や登録研修機関等が実施する研修の課程の修了、旅行業務取扱管理者試験の合格等により旅行業務に関する基礎的な知識を既に有していると認められる者であつて、旅行業者等又は添乗員派遣事業者がその旨を証明した者。

## 開催日

2024年8月28日(水)・29日(木) **2日間**

## Schedule

1日目 8:30～19:00 旅行業法・旅行業約款  
2日目 8:30～18:00 各種約款・旅程管理実務処理・修了試験

## 受講地

札幌市内 (受講会場は別途ご担当者様にご案内致します)

## 受講料

お一人様 27,500円(税込み)

## 最少開講人数

10名(最大15名 申込先着順)

## 申込締切

8月14日(水)

旅程管理主任者になるには旅程管理研修を受講し、修了試験に合格する必要があります。また、修了した日の前後1年以内に1回以上又は当該研修の課程を修了した日から3年以内に2回以上の旅程管理(添乗)業務を行わなければならないとされています。(旅行業法施行規則第33条第1項)



お申込みは **FAX 011-223-3861**

今後FAXがご不要の方は、お手数ですがチェックを入れて返信をお願い致します。  今後FAX不要

受講ご希望の方は、下記に記載のうえFAXにてお申し込みください。

開講決定後、改めて受講に関する詳細をご案内致します。

御社名	ご担当者様(部署)		受講予定人数    名
ご住所 〒			
TEL	FAX		
E-mail	@		

研修主催

北海道知事登録旅行業第2-443号  
観光庁長官登録 旅程管理研修登録研修機関第58号  
**株式会社アーバン・トラベル札幌**  
TEL 011-223-2525 FAX 011-223-3861

担当：山井・松本

■ご記入いただきました個人情報は、(株)アーバン・トラベル札幌が主催する研修会・セミナー情報などを提供する場合に利用させていただきます。■これらの個人情報は、個人情報管理者が適切に管理しております。■原則として御社の同意なく第三者へ開示・提供は致しません。